

表13 死亡に直接関連する疾病の発症までの日数

日数	例数
0日	11
1日	26
2日	16
3日	18
4日	10
5日	7
6日	5
7日	3
8日	0
9日	1
10日	0
11日	2
12日	3
13日	0
14日	0
15日	1
16日	1
17日	1
28日	1
31日	1
合計	107

11. 海外ワクチン

a. 海外ワクチン緊急輸入に至った経緯

インフルエンザワクチンは既存の免疫のあるところに追加免疫効果を期待して接種する。A(H1N1)2009<単価ワクチン>もしかりである。追加免疫効果を期待する場合は、1回の接種で十分であることは周知の事実である。日本政府は、A(H1N1)2009<単価ワクチン>接種の対象者を約5,400万人と見込んだ。国内産ワクチンの製造量は5,400回分であるから、1回接種であることを最初から予定すれば丁度ぴったりの量である。ところが、新型登場の呪縛にがんじがらめであった政府は、外国のメーカー側が圧倒的に有利な条件でアジュバントを添加した輸入ワクチンの購入契約を締結してしまった。

b. 海外ワクチンの価格と国内産ワクチンの価格の比較

2009年10月7日 「英GSKとスイスのノバルティスは10月6日付で日本政府と新型インフルエンザワクチンを対日輸出する契約を締結し

た。GSKは3,700万人分（2回接種として）すなわち7,400万回分、ノバルティスは1,250万人分（2回接種として）すなわち2,500万回分の供給契約を結んだ。両社はワクチンの効果を高めるため増強剤を添加している。」と報道された。輸入ワクチンの購入費用は、両社合わせて1,126億円である。輸入ワクチン一人分の価格は2,751円になる。

国内生産ワクチン生産量は2,700万人分（2回接種として）の購入費用は259億円である。国内産ワクチン一人分（2回接種）の価格は959円である。

国と受託医療機関との契約上で、国民が支払うワクチン接種費用は1回目3,600円、2回目2,550円、合計6,150円を徴収すると明記される。ただし、高齢者施設に出向いて集団接種する場合などは、これよりも低い価格を設定することも可能とする予定。

c. 新型インフル特措法が成立、副作用補償や免責規定—海外ワクチンに対する特別措置法を立法

新型インフルエンザワクチンの副作用被害が生じた場合の補償に関する特別措置法が11月30日参院本会議で可決、成立した。健康被害に対する公的補償や海外メーカーの免責が定められ、輸入ワクチンなどの接種を進める態勢が一応整った。特別措置法は、ワクチン接種によって副作用などが生じた場合に、医療費や障害年金、遺族年金を給付することを規定。金額は、予防接種法の2類疾病の定期接種に準じる。この特別措置法は国内産ワクチン、輸入ワクチンに両方に適用される。また、輸入ワクチンによる副反応被害が出た場合、海外メーカー側の訴訟費用や損害賠償金を日本国政府が肩代わりする。健康被害の救済措置は法施行前の予防接種についてもさかのぼって適用する。2010年1月19日の新聞は「パロマ工業製ガス湯沸かし器の一酸化炭素中毒事故で元社長ら2人が業務上過失致死罪に問われていたが、無罪を主張して結審した」と報道した。訴訟には民事と刑事がある。海外ワクチンメーカー社長が日本国内で起こった死亡事故に対して業務上過失致死の刑事裁判が発生した場合にも日本国がすべてを負担するのであろうか。なお、国内産ワクチンに対